

◎政務活動費の交付に関する条例（条例第1号）

- 1 地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 政務活動費を充てることができる経費の範囲について定めることとした。（第2条関係）
- 3 政務活動費の交付対象について定めることとした。（第3条関係）
- 4 政務活動費の額について定めることとした。（第4条関係）
- 5 政務活動費の交付を受ける議員に係る通知について定めることとした。（第5条関係）
- 6 政務活動費の交付決定等について定めることとした。（第6条関係）
- 7 政務活動費の交付方法等について定めることとした。（第7条関係）
- 8 政務活動費収支報告書の提出について定めることとした。（第8条関係）
- 9 政務活動費による支出に係る証拠書類の整理保管等について定めることとした。（第9条関係）
- 10 議長の調査について定めることとした。（第10条関係）
- 11 政務活動費の返還について定めることとした。（第11条関係）
- 12 収支報告書等の保存について定めることとした。（第12条関係）
- 13 収支報告書等の閲覧について定めることとした。（第13条関係）
- 14 政務活動費の使途の透明性の確保について定めることとした。（第14条関係）
- 15 政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによることとした。（第15条関係）
- 16 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 岩手県部局等設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第2条関係）
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第4条、第5条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。ただし、1は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第7条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。ただし、2は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 地方自治法の一部改正等に伴い、所要の整備をすることとした。（第19条、第28条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成25年3月1日から施行することとした。（附則関係）